

第2次さいたま市環境基本計画等中間見直し支援業務 仕様書

- 1 件名
第2次さいたま市環境基本計画等中間見直し支援業務
- 2 履行場所
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
- 3 履行期間
契約締結日から令和8年3月27日まで
- 4 業務の背景
本市では、「さいたま市環境基本条例」（平成13年条例第187号）第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和3年3月に「第2次さいたま市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を策定した。
環境基本計画は、関連の深い個別計画を包含しており、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「さいたま水と生きものプラン」（以下、環境基本計画及び2つの個別計画をまとめて「3計画」という。）を別冊計画として策定し、取組を推進している。
3計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としている。本市を取り巻く環境の現況や国内外の動向などを踏まえ、令和7年度に中間見直しを実施することとしていることから、3計画の見直しを行うものである。
- 5 業務の目的
本業務は、社会情勢の変化、市内の環境変化、環境に対する現状の課題及び新たな課題やニーズ等への対応を踏まえた各種調査、基本方針や目標の見直し、施策の検討、計画素案の作成、審議会等の運営補助などを行うことを目的とする。
また、「さいたま市総合振興計画基本計画」（以下、「総合振興計画」という。）をはじめとする、他の関連計画との整合を図りながら、3計画の中間見直しを支援することとする。
- 6 業務内容
 - (1) 計画準備
本業務の全体構成、調査・整理方法、作業工程等を検討し、業務計画書として整理し委託者へ提出すること。
なお、計画準備に当たっては、3計画を熟読するとともに、本市の環境保全・創造に向けた部門別計画や、国際的な動向、環境に関する法令や国などの施策等について十分に把握しておくこと。
 - (2) 基礎調査
計画改定に必要な基礎的情報として、以下について最新データの収集・整理を行う。
 - ア 自然的条件の整理
地形、気候、自然環境、緑の分布等、市の自然的条件について最新のデータを収集・整理する。
 - イ 社会的条件の整理
人口・世帯数、土地利用、産業構造、交通等、市の社会的条件について最新のデータを収集・整理する。
 - ウ 環境の現況の把握
国際的な動向、国・県の計画や社会動向、各種法令や本市の計画及び指針等の整備状況、本市における関連施策の取組状況、関係行政機関が集計する環境に関する各種統計資料の収集、自然環境・生活環境・社会環境等に関する情報収集、整理を行う。

エ 各分野の現状把握

大気、水質、騒音・振動・悪臭、化学物質、温室効果ガス、エネルギー、廃棄物、緑化、景観等、環境基本計画の各分野の施策に関する基礎的データを収集・整理する。

オ 地球温暖化対策に関する資料の整理

地球温暖化に係る現状及び温暖化防止に向けた国際的な取組、国、県等の社会的情勢の変化や動向、他自治体の先進事例や温暖化対策に関する最新技術等について収集・整理する。

カ 生物多様性に関する資料の整理

生物多様性に係る現状及び生物の多様性の確保に向けた国際的な取組、国、県等の社会的情勢の変化や動向、他自治体の先進事例について収集・整理する。

キ 総合振興計画及び関連計画との整合性

3計画は、本市の最上位計画である総合振興計画と計画期間を合わせて策定しており、総合振興計画においても令和7年度に中間見直しを予定している。そのため、目標や施策を検討する際は、総合振興計画及び他の関連計画との整合性をとるため、上記計画の内容や最新の情報を収集し、整理すること。

(3) 現行計画の検証

現行の3計画に基づく各施策の進捗状況や指標の達成状況を分析し、(2)の基礎調査を踏まえて、行政課題、実現可能性、社会情勢、市民・事業者意識及び関連する既存行政計画との整合性を図った上で、課題等を抽出する。

なお、計画の検証にあたっては、さいたま市環境白書(環境基本計画年次報告書)を活用し、指標の評価がA+、Dのものを重点的な見直し対象として、指標、施策及び事業の位置づけ変更等を提案すること。

また、さいたま市議会の会議録、さいたま市環境審議会の議事録、委員からの意見等を確認し、意見の反映を提案すること。

(4) 市民、事業者等アンケート郵送調査

本業務の受託者は市民及び事業者等アンケートの調査票の作成・印刷・発送・回収、発送・返信用の封筒の印刷・発送・回収、並びにデータ入力及び集計を行う。

なお、回収は受取人払いとする返信用封筒を用いることとし、封筒、郵送料等はすべて受託者が負担する。ただし、発信用の封筒は、委託者が提供する。

また、委託者が以下のアンケート調査と別にアンケート調査を実施する可能性がある。委託者からアンケート調査の回答が送付された場合は、以下のアンケートに加えて、集計を行うこと。

ア 市民アンケート調査

環境保全に関する意識や環境保全行動の状況を把握するため市民1,500人を対象にアンケート調査を実施する。設問数は30問程度とし、設問内容については、受託者が提案すること。なお、調査対象については、住民基本台帳に登録されている満18歳以上の男女を無作為抽出したデータを委託者が受託者に対し提供する。

イ 事業者アンケート調査

環境保全に関する意識や環境保全行動の状況を把握するため、さいたま市内に拠点を構える事業者500社程度を対象にアンケート調査を実施する。設問数は30問程度とし、調査対象の抽出及び設問内容については、受託者が提案すること。

ウ 環境保全活動団体

さいたま市内で活動する環境保全団体60程度を対象にアンケート調査を実施する。設問数は30問程度とし、対象者の抽出は委託者が行い、設問内容については、受託者が提案すること。

(5) 3計画の課題の整理

(1)～(4)の結果を踏まえ、3計画の改定に係る課題を整理し、その課題解決に向けた指標や施策の見直し等を提案すること。具体的には、(2)基礎調査で計画改定に必要な情報を収集・整理し、(3)現行計画の検証を行い、(4)アンケート調査により現行計画に不足していることや新たなニーズ等を明らかにした上で、課題を整理すること。

(6) 3計画の骨子案の作成

(1)～(5)を踏まえて、3計画の見直し骨子案を作成する。骨子には、包含体系の見直しについて整理を行った上で、計画の位置づけ、基本方針、施策体系、成果指標、目標指標、施策の概要等をまとめて盛り込むこととし、本市にふさわしい計画となるよう見直しの提案をすること。

(7) 3計画の素案の作成と修正

(6)をもとに、具体的内容を明記した計画書素案を作成し、庁内会議や環境審議会に諮り得られた意見を反映させ修正すること。内容は、図やグラフを用いて、デザイン性、視覚性に優れた分かりやすいものにする。

(8) 3計画のパブリックコメントへの対応

計画書素案の閲覧・貸出用及び配布用(概要版)の資料を作成し、閲覧・貸出用を各130部程度、配布用(概要版)を各300部程度印刷する。

また、委託者が実施するパブリックコメントに寄せられた意見のとりまとめ及び対応の検討を行い、最終計画書へ反映すること。

(9) 3計画の最終計画書の作成

(8)の結果を踏まえ計画書素案を修正し、これに対する庁内会議や環境審議会の意見に基づき計画書を作成する。

(10) 3計画の概要版の作成

会議等の資料用に、(7)、(9)の内容を集約した概要版を、それぞれの作成時期に合わせて作成する。

(11) 会議等事務運営補助

ア 各種会議等の資料印刷、意見対応表の作成

各種会議等(庁内、庁外問わず計画の中間見直しに係る会議体のことをいう)における資料の印刷、意見対応表の作成等、会議開催に伴い必要となる支援業務を行う。

会議資料については、委託者から提供されたデータにより、開催日の10日前を目安に会議出席人数分と予備分の資料を紙で持参すること。

イ 環境審議会対応

履行期間中に開催する「さいたま市環境審議会」における審議について、委員からの指摘事項をとりまとめ、意見の反映に向けて提案すること。

また、審議会の議事内容について、録音機器の準備、技師等の派遣を行い、逐語筆記による議事録を作成する。

議事録の作成は、3計画に関する議事の有無にかかわらず、履行期間内に開催する全ての環境審議会について行うものとする。なお、契約期間中に環境審議会は6回程度開催する予定である。

なお、資料の作成に掛かる費用は受託者の負担とする。

(12) 打合せ協議等

本業務における対面の打合せ協議は、契約期間中に10回程度を予定している。オンライン会議等の非対面による打合せについては、必要に応じて実施する。

(13) 業務報告書の作成

(1)～(11)の結果を業務報告書として整理する。(要製本)

7 各計画における特記事項

(1) 環境基本計画

ア 本市が目指すべき望ましい環境像のイメージ図、説明書きの改善

計画策定時に作成した望ましい環境像のイメージ図、説明書きに中間見直し後の施策、事業等を反映した内容に更新すること。また、望ましい環境像のイメージ図については、ビジュアルを重視し、感性に訴えかける吹き出しやデザインなどで、読者が望ましい環境像を理解しやすいものとなる工夫を凝らすこと。

イ 計画の構成の変更

現行計画は、環境基本計画と別冊計画及び関連計画と重複する事項が多くなっている。今般の中間見直しでは、環境基本計画は、長期的な指針や目標の提示に特化し、各分野の連携や考え方のみの記載とし、主な個別施策については、個別計画で掲載することを検討しているため、本趣旨を踏まえた計画の構成の変更について提案すること。

ウ 環境分野の総合計画としての役割強化

現在環境省で検討されている、第六次環境基本計画（仮称）の最新の動向を精査し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成を踏まえ、3計画、本市の関連計画と結びつけを行い、分野横断的な環境課題の解決に向けた方向性を示した計画体系とすること。特に生物多様性の損失と気候危機の2つの課題解決に向けた関連性については、相互の関連性、効果について分かりやすく整理すること。

(2) 地球温暖化対策実行計画

ア 脱炭素社会推進支援業務結果の反映

地球温暖化対策実行計画については、令和5年度に計画の改定を行っている。本改定では、主に法改正に伴い、温室効果ガス排出量削減目標の上方修正や促進区域の設定等を行ったが、令和7年度の中間見直しでは、各事業の抜本的な見直しを行うとともに、令和6年度に実施予定である、脱炭素社会推進支援業務の結果を踏まえ、具体的な施策を盛り込むこと。

イ 2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた実現可能なロードマップの作成

令和5年度の計画改定内容、6―(1)～(5)を踏まえて、ゼロカーボンシティ達成に向けた実現可能なロードマップを作成すること。また、促進区域についても他市事例など調査・研究するとともに令和6年度までに行う地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内容についても反映し、排出係数等最新の数値に更新すること。

ウ 事務事業編について

(ア) CO₂以外の温室効果ガスの削減に向けた具体的施策の提案

令和5年度の計画改定は、主に脱炭素先行地域の選定に合わせた「2030年の電力消費の伴うCO₂排出実質ゼロ」達成に向けた修正であったが、令和7年度の中間見直しでは、2050年ゼロカーボンシティ達成を見据え、都市ガスや廃棄物由来のCO₂削減及びメタン(CH₄)や一酸化二窒素(N₂O)などのCO₂以外の温室効果ガスの削減に向けた具体的施策を盛り込むこと。特にEV施策については、市内のEVの設置個所、利用金額などを調査し、他市の料金体系について調査すること。

(イ) 局ごとの達成率見える化の実現

事務事業編の目標達成に向けては、施設所管課を主とした職員の意識改革が肝要であることから、「局ごとの達成率見える化」などにより各局の率先行動を促し、全庁的に脱炭素化を促進するため、達成率見える化の実現に向けた提案を行うこと。

(3) 水と生きものプラン

ア 生物多様性国家戦略の考え方の反映

生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた、より実効性のある構成へ変更、新たな課題・キーワードの追加に向けた提案をし、計画に反映すること。

イ 市役所内における生物多様性保全に関する取組の紹介

また、計画策定に至る基礎データ、各種環境分析経過、議事録、写真等も併せて提出すること。

(5) その他

さいたま市グリーン購入推進基本方針に該当する物品を使用すること。また、インクや用紙等について、環境配慮等を示すラベル・マーク等を記載すること。

1 0 業務内容共通の実施方法及び留意事項

- (1) 受託者は、業務担当責任者並びに本業務の実務に係る豊富な経験及び識見を有する主任担当者を配置し、円滑な業務遂行体制を確保すること。
- (2) 受託者は、委託者の各担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打ち合わせを行う。また、受託者は協議・打ち合わせの都度、記録簿を作成し、概ね 1 週間以内に委託者に提出すること。委託者からの連絡があれば、即日、対応が出来るよう受託者側の業務実施体制を整えておくこと。
- (3) 成果品及び本業務履行のために必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡の調整やハッチング等を用いるなど、白黒で複写した際にも分かりやすい表現となるよう留意すること。
- (4) 資料は、公開されることを前提に写真、イメージ図、グラフ、事例等を用いてわかりやすく作成すること。
- (5) 作成した資料においては、引用元や出典を明記すること。
- (6) 業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。
- (7) 委託者は、業務の遂行に際し必要な資料について、委託者が所有している場合は、受託者に適宜貸与する。受託者は業務終了後、当該資料を速やかに委託者に返却するものとし、資料の複写及び目的外の使用を禁ずる。
- (8) 業務の一部を再委託する場合は、契約前に委託者の承諾を得ること。

1 1 注意事項

- (1) 本業務においては、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務の範囲は、本仕様書によるものとするが、実施に際し、業務内容の変更又は追加の必要が生じた場合は、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 受託者は、業務内容に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。なお、協議した内容については、受託者が議事録を作成し、委託者及び受託者が相互に確認しなければならない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律、さいたま市情報公開条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務委託の処理を行うために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守すること。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務上知り得た事項等を他人に漏らしてはならない。なお業務終了後も同様とする。万一、情報等に関する受託者等からの外部流出が発生した場合には、受託者等の故意・過失にかかわらず、市又は第三者において発生した損害について、受託者とその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。
- (7) 受託者は、国や市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については市に報告しなければならない。

- (8) 成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）は、すべて委託者の所有とし、委託者の承認を得ずに、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。